



年休裁判大阪訴訟控訴審 不当判決弾劾！

5月16日、大阪高等裁判所第13民事部(黒野功久裁判長)は、JR東海労大阪第二運輸所分会の大谷川公明さんが、年休の失効と違法な時季変更によって年休権が不当に侵害されたとして、JR東海に対して損害賠償を求めた訴訟の控訴審で「控訴棄却」という不当判決を下しました。

判決内容は一審判決同様、年休権や憲法で保証される労働者の権利には全く触れずに会社の主張を全面的に認めるもので、大谷川さんが訴えてきた要員不足が原因であることや、会社の配慮義務がないことなどを認めず、労基法ではあくまで例外的としている時季変更権行使を前提にした判断をするなど不当極まりない判決です。

本部は当日、大阪市内で判決報告集会を開催し、原告の大谷川さんは「労働条件向上のために裁判を手段として闘ってきた。悔しさをバネに上告して更に闘う」と決意

を述べ、完全勝利に向けて更に闘うことを参加者全員で確認しました。

